## 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十五号告 一示

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和二年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和二年十月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

所沢狭山線	路線名
九番二地先まで地先から同市大字南入曽字堂ノ前原五五地先から同市大字南入曽字堂ノ前原五五狭山市大字水野字月見野四三八番一八	供用開始の区間
令和二年十月十六日	供用開始の期日
受長二二・一八メートル。 時用開始である。 世界開始である。 で長示した道路予定区域の	備考